

京都市告示第 4 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成20年4月1日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成20年4月8日(火)、9日(水)及び10日(木)

(歴史資料館)